

下関市特定給食施設等栄養管理指導実施要綱

下関市特定給食施設等栄養管理指導実施要綱（平成26年4月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、市民の栄養状態の改善及び健康の維持増進を図るために、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）に基づく特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設（以下「給食施設」という。）に対する栄養管理の実施についての指導及び助言に関して、健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号。）及び下関市健康増進法施行細則（平成17年下関市規則第144号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設の区分）

第2条 この要綱における対象施設は、次に掲げる区分とする。

- (1) 法第20条第1項に規定する特定給食施設（以下「特定給食施設」という。）
- (2) 特定給食施設以外の給食施設（以下「その他の給食施設」という。）

（対象施設の把握）

第3条 特定給食施設については、細則第3条、第4条及び第5条に定める届出により把握するものとする。

- 2 その他の給食施設については、必要に応じて前項の規定を準用し、把握するものとする。

（栄養管理状況の把握）

第4条 特定給食施設の栄養管理の状況については、細則第8条の規定による特定給食施設栄養報告書（以下「栄養報告書」という。）により把握するものとする。

- 2 その他の給食施設の栄養管理の状況については、必要に応じて前項の規定を準用し、把握するものとする。

（指導方針）

第5条 法第19条の規定により任命された栄養指導員（以下「栄養指導員」という。）は、次のことに留意して指導及び助言を行うものとする。

- (1) 年度毎に年間指導計画を策定し、給食施設の巡回による個別指導（以下「巡回指導」という。）を行うこと。
- (2) 必要に応じて集団を対象とした指導を行うこと。

- (3) 栄養管理上指導の必要性の高い給食施設に対しては重点的に指導を行うこと。
- (4) 栄養報告書を十分活用するとともに、必要に応じて給食施設に集計結果を還元すること。
- (5) 給食施設の指導は、関係部局等と十分連携をとって実施すること。
- (6) 来所、電話、文書、メール等による相談は随時受け付けること。

(指導項目)

第6条 栄養指導員は、給食施設の指導及び助言に関して主に次に掲げる項目について行うものとする。

- (1) 運営管理
 - (2) 栄養管理
 - (3) 栄養教育
 - (4) 事務管理
 - (5) 衛生管理
 - (6) その他
- 2 前項に掲げる項目のうち、給食施設の栄養管理の状況等から特に重要と認められる事項に関する点検票を、巡回指導計画策定時に別に定めるものとする。

(指導の記録及び評価)

第7条 栄養指導員は、給食施設に対して指導又は助言を行った場合、当該指導又は助言の内容を記録し、その後の経過及び結果について適宜評価を行うものとする。

- 2 栄養指導員は、その他の給食施設に対して指導又は助言を行った場合、必要に応じて当該指導又は助言に係る指導票を当該施設の設置者又は管理者に交付するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。